

Title	米穀商業の性格 ( 上 ) : 東京に於ける米穀業界の変遷
Sub Title	The character of the rice business in Tokyo
Author	宇治, 順一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.11/12 (1948. 12) ,p.693(75)- 713(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19481201-0075
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481201-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481201-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の利足何方も田舎筋は二割か三割半成物なり……さすれば段々其百姓の數を減じ餘は潰るゝの外なし……然るに是等の事又上達しけるや、頃日永代文旨の外借金手形も御法度  
に被仰出候、しかれどもとにかく百姓に田地の賣買なくして是を百姓の寶とするに足らず……別ては差當りて御料私領にも年貢諸役差間候事なれば、名をかへ品をかへてとにかく止事非じ」(民間省要)

12、貢租水準の強化と商業・高利貸資本の厩力とによつて追いつめられた農民は、この時期に於て享保九年(一七二四年)越後實地騷動、同十一年(一七二六年)美作一揆、同十四年(一七二九年)岩代騷動、元文元年(一七三六年)

越後一揆等を始めとして九十件に及ぶ一揆を起さざるを得なかつた(黒正嚴氏「百姓一揆概観及年表」經濟史研究二七、三三)。その件數は元祿期のそれに三倍するものであつた。かゝる一揆は、享保六年(一七二一年)二月の「村民須知」(總テ何事ヲ問ハズ衆人ヲ嗜聚シ神水ヲ飲ヘ誓約ヲ結ビ同心比黨ニ類似スル行爲ヲ嚴禁ス)「徳川理財會要、日本經濟大典五十四卷二〇一頁」、享保十九年(一七三四年)八月代官への御觸書等によつて嚴重に取締られるに至つたが、それは幕末期に於て徳川封建制の基礎を震撼させたかの百姓一揆の前奏曲をなすものである。

## 米穀商業の性格 (上)

—東京に於ける米穀業界の變遷—

宇治順一郎

### 目次

- 一、はしがき
- 二、東京業界の地位
- 三、自由業界の成立過程
- 四、自由時代に於ける動向(以上本號)
- 五、正米市場の性格
- 一、はしがき

我國民生活上米穀がもつ特殊な地位はそれが惹起する問題を常に國民的關心の的たらしめ、従つてこれに對して殆ど不斷に國家の統制力が發動された。そして國家統制を要望する聲の中にその最も徹底せる手段として米穀專賣論が早くから唱へられてゐたのである。專賣論は米價の騰落につれ或ひは消費者の利害から或ひは生産者の

米穀商業の性格 (上)

七五 (六九三)

立場からさらには兩者間の調整を意圖する見地から種々なるニュアンスの下に叫ばれ、時には嘗て地主から土地國有論が出たのと同様な意味で商人自らが專賣を主張したこともある。しかし世論一般が米價に心を奪はれて米穀問題の本質を掴み得なかつた結果として專賣論も亦食糧問題の見地から論議されることが少かつた。「なにも繁雜極りない手數と業者の中間利得以上の費用とをかけたまで專賣制を行はずとも、幾分不十分ではあつても價格統制を以てすれば目的は達成される。先づこれを行ひ、萬一それが失敗したならそれから專賣制を考へても遅くはない」といふ意味の言葉が往々專賣制反對の理由に用ひられた。このやうに一般世人の眼に米穀問題の本

質が映じなかつた理由、所謂中間利得の問題が云々されながらも單にそれと費用とが表面的に比較されるのみで專賣制が眞剣に考慮されなかつた理由、それは往時米穀が單なる一過剩商品としてしか取扱はれなかつた事情の裡に求められるであらう。こゝに瑞穂の國に對する果敢ない幻想が畫かれてゐたのである。しかも現在誰一人としてこの幻想を抱く者はゐない。それが廣く信ぜられた美しいものであつたに反し、その崩壊は餘りにも惨めであつた。先に掲げた如き專賣制反對論者の言は皮肉にもその儘事實となつてしまつたのである。食糧營團が食糧公園となるに及んで米穀に對する國家管理は事實上專賣へと發展するに至つてゐる。尤も公園制は獨占體を解體して業者を復活する過渡的な措置として配給機能を一度國家の手に集中したものであり、一年間を限る一時的な制度であることを前提として了解が成立したものであるともいはれてゐる。その眞偽はともあれ、我々國民として先づ考へねばならぬのはさうあるべきか否かである。勿論現在行はれてゐる技術的操作に對する我々の不満は強い。しかしそれだけの理由から過去への復歸が望まらべきものであらうか。眼前の逼迫感を嫌惡する餘り、戰時に露呈されたものを單に戰時的な特殊現象として扱

ふだけでは、我々は再び米穀問題の本質を見失ふことにならぬであらうか。米穀政策或ひは配給組織がどうあるべきかといふ問題は今後の我國の國際的地位とも微妙に關聯する事柄であり、もとより輕々に斷じ得ない。しかし如何なる途が選ばれるにせよ、先づ以て過去の事實が反省されねばならぬ。そして國民食糧としての米穀配給を考へるならば、當然過去の配給組織と國家の政策とがその中心に据ゑらるべきであらう。そこで兩者の結び方によつて過去を自由時代と統制時代とに分けるなら、その境を米穀自治管理法から米穀配給統制法あたりに置くことが出来やう。勿論米穀に對しては前述の如く國家統制が常に及んでゐたし、殊に米穀法が三次に互つて改正された後米穀統制法として整備・強化された過程に於て現實に米穀取引所が萎縮を餘儀なくされたことは通常説かれる通りであるが、これらの統制はいづれも米穀配給の見地から行はれたものでもなく又直接配給組織の變革を惹起したものでない。國家統制が間接的にせよ配給組織の變革を意圖するに至つたのは米穀自治管理法を嚆矢とする。しかし同法は施行に至らずして米穀配給統制法の出現となり右の意圖は直接化していつたのである。本稿は先づ自由時代について考へてみようとするもので

あり、從つて論述の重點は國家の政策よりも配給組織自体に置かれる。しかもその内の主導者であつた問屋業界殊に東京に於けるその變遷を主題とするものである。このやうに論點は狭く限定され爾餘の事柄は能ふる限り省かれるが、さきに述べた問題の本質との結びつきが全く忘れ去られてゐるわけではない。

二、東京業界の地位

自由時代に於ける米穀配給組織が主として業者の手に

(第一表) 内地に於ける米穀業者一覽表

主 業 種 別	業 者 数					小 賣 業
	兼 業 者 計	卸 賣 業	産 地 仲 介 業	仲 介 業	代 理 業	
主 總 数	6,198	13,085	1,693	255	103,303	
兼 業 者 計	5,892	7,989	605	77	10,542	
卸 賣 業	—	823	66	5	3,972	
産 地 仲 介 業	1,166	—	110	16	5,704	
仲 介 業	205	251	—	12	724	
代 理 業	54	44	43	—	142	
小 賣 業	4,467	6,871	38	77	—	

(備考) 昭和15年日本米穀會社調査課「業穀關係資料一」より。

米穀商業の性格(上)

(第二表) 六大都市米穀業者一覽表

都 市	問 屋 總 数	内 譯		小 賣 業 者
		事 業 者	小 賣 業 者	
東 京	272	142	130	9,342
横 濱	51	24	27	3,000
名 古 屋	50	28	22	—
京 都	55	27	28	1,550
大 阪	290	61 (96)	107 (20)	4,411
神 戸	78	58	20	1,470

(備考) 1. 前掲資料より。  
2. 大阪の項の( )は、事業者の場合は取引所取引員31と仲立65、小賣兼業の場合は凡て仲立兼業となつてゐる。

である。この表では卸商についての兼業状態しか分らず

米穀商業の性格(上)

(2) その算定標準も前表との異同が不明なので一概に兩者を比較出来ないが、前表によれば卸業者は三百名餘りとなるのに對し本表では六大都市だけで卸業者数がそれ以上に達してゐる點を考へると、米穀業の機能が明確に分れて業者が存在したのは殆どこれら大都市のみの現象であつたかとさへ思はれる。従つて米穀商の性格殊にその機能について云々する場合その最も新しい形が大都市に求めらるべきは當然であらう。

そこで私は東京の業界を回顧することとしたのである。このことは今日までに私が接し得た資料と知識の乏しさとに制約された結果であるのは勿論であるが、右の點からいふも大都市中の最たる東京こそ先づ取上らるべきものであらう。たゞさきの第二表によれば問屋数は東京よりも大阪の方が多くなつてゐるが、これは大阪に仲介業者を兼ねる者が多く従つて問屋としてはいしる小規模のものが多かつたからではないかと考へられる。左の表は單に大阪に對してのみでなく六大都市凡ての中で東京の業者が占める地位を示すために掲げられたものであるが、これによるも右の點は肯定されるやうである。産地仲介業者の他は業種の性質上取扱高を多いがこれを金額から見て到底卸業者に比敵し得ないことは改めて説明を要

(第三表) 一軒當平均米穀取扱高 (一ヶ年) 單位 石

	卸業者	産地仲介	仲介業	代理業	小賣業
全國平均	10,489	1,481	11,213	3,927	440
都市所在府縣平均					
東京	39,951	176,305	97,090	118,277	820
大阪	26,892	16,262	30,764	8,852	644
神奈川	16,290	592	73,648	3,977	489
愛知	12,802	2,155	48,455	1,609	531
京都	16,606	1,109	29,339	617	479
兵庫	22,887	1,405	30,647	2,164	473

(備考) 前掲資料より。

(2) これも大阪の問屋数が總數と内譯と一致しないがその儘とした。

三、自由業界の成立過程

徳川時代各藩の貢租米はその二部が地方的な金融中心地で換貨され、他の大部分は大阪にある各藩の藏屋敷に廻漕して換貨された。仙臺・水戸・越前等の如く江戸に藏屋敷を設けたものもあるが全體としては極めて少い。他方天領からの廻米は大部分が江戸に送られた。こゝに當時經濟發展の兩輪となつた二つの典型が生れたのである。大阪は藏屋敷を中心とする公的販賣が主であり、それが米切手の流通によつて取引系路が單純化されてゐたこと及び附近の食用米・酒造米需要地への仲繼的地位をもつことが特徴であつた。これに對して江戸は純然たる消費地として發達し、しかも藏米も少く綜合的市場もななく米切手も流通せず、従つて配給系路も複雑で各種の中間商人が介在した。加ふるに消費人口の老大さは米商人の活躍を誘致した。幕末文久・元治の頃二百十餘萬俵と推算される一ヶ年入津高(これには武家が消費用に自藩から廻漕したものは含まれてゐない)の中百十萬俵餘はこれら商人によつたものである。かくて大阪で米商人が藏屋敷經

米穀商業の性格(上)

(第四表) 開業年別問屋數

問屋組合	明治以前	明治前期	同中期	同後期	大正	昭和	合計
米市場	1	3	11	1	5(3)	6	27
廻米	2	5	2	8	4(1)	4	25
米穀	1	—	1	2	3(1)	1	8
穀	—	—	5	4	3(1)	1	10
穀	—	3	—	9	15(6)	5	32
穀	—	—	—	1	1	—	1
穀	—	—	—	4	3(1)	1	8
穀	—	—	—	1	1	—	2
穀	—	1	1	1	1	—	4
穀	—	—	—	2	11(1)	7	24
穀	—	—	—	1	1	1	3
穀	—	—	—	—	3(1)	—	3
合計	5	13	25	34	47(14)	35	159

(備考) 本表は便宜上明治以後を15年毎に分けた。大正期の項の( )は特に震災後のものを示す。

營への参加に銀掛屋或ひは移出問屋として發達したに對し、江戸では幕府と旗本の間に立つ札差或ひは廻米問

屋。以上の如き見地から私は東京業界殊にその主導者であつた問屋業界を取上げ、その變遷を通じて米穀業者なるものゝ性格を顧みようと思ふ。註 (1) 仲介業・代理業の兼業状態については合計と内譯とが一致しないが一應その儘掲げる。

屋・地廻問屋等が成長し、こゝに金融・商業資本が蓄積

されていつた。明治以後の業界もこのやうな特色の上に編制されていつたのである。

さてこゝに爾後の推移を把握するための一資料を掲げよう。これは昭和十五年に卸商が企業合同を行つた頃の資料から創業年月の判明した者だけを集計したものである。従つて各時期の創業者数全部を現すものでもなければその時々現在の数の内容を示すものでもなく又合同當時の業者数二百二十三名を凡て網羅してゐない(1)。故に資料としては誠に不完全であるが他に適當なものがないので敢てこゝに利用する。これによつて一概に斷定するのは勿論慎まねばならないが、たゞ相對的な意味で何時どの地域に開業した者がよく最後まで残存したかといふ點に關する一つの傍證たらしめることは差支なからう(2)。以上の制約を念頭に置いてこれを見れば、この表は實に多くのことを語るかのやうである。我々が先づ氣付くのはかつて反産運動華かなりし頃先祖傳來の業としてその商權を護つた米穀業者の來歴が思ひの外短かいものであつた點であらう。そしてその古い者は明治前期迄は多く神田川・深川及び都市周邊の所謂陸附問屋であつたことである。しかもその大部分は明治六年以前殊に二四年に開業してをり、七年以後は僅か二名に過ぎない。

い。これは維新當初に開業した者が多かつたか或ひはその頃問屋が大きな資力を蓄積し得たかであり、七年以後はその逆であつたのではなからうか。明治中期になると業者は深川・龜島を中心として急増する。特に十八・九年及び二十二年さらに三十年が多い。後期では先づ神田川・江東が激増し、ついで日露戦争頃から山の手・隅田川の増加が始まる。そして大正期に入るや江東・山の手は誠にすさまじい勢ひを示して来る。しかし昭和期になると全體としての増加数はそれまでの歩調を逆に鈍化させてしまふ。そして地域相互の關係では深川・神田川が山の手・江東に對し前期の比率を回復する。新しい現象としては城南方面の増加が目立つ。以上は開業數を通じて臆測される傾向であるが、私にはそれが業界の變遷と必ずしも無關係とは思へない。以下些かそれについて述べよう。

東京では大阪よりも早くから商人の活躍が見られ(明治三年)たといへ、株仲間が徹廢された後も直ちに商業の自由が實現されたわけではない。幕末に於いて次第に深川方面が據頭しかけてはゐたが、なほ繁華の中心が所謂米河岸八町の米仲買にあつたといふ事情は當時に於ける商人勢力の限度を語るものであらう。従つて明治にな

つても遠隔地よりの廻米は先の天領よりする廻漕であり、廢藩後はそれが全國的規模に擴大され、伊勢・伊賀・若狹以東の貢租米が淺草御藏で入札に付されたのである。米が全般的に商品化されたのは明治六年の地租改正以後であつた。即ち金納制が實施されるや納税者は納税期に一時に貨幣を必要としたため全国的に米穀の換貨が促進されたからである。しかし當時地方米商人は未だこれを消化し切るだけの力を持つてはゐなかつたので政府は先づ米商人の活躍が貧弱な地方にある爲替方をして米穀の換貨に當らせ、小野組に陸羽及び加能越を先收會社に西日本を受負はせたのである。しかし間もなく小野組は倒産の非運に陥り先收會社も三井に吸収される有様であつた(後に三井物産となる)。この後を受けて立つたのが澁澤喜作で、彼は政府の命を受け澁澤榮一と提携して三菱組の協力により米穀取扱所を設け、全國からの荷受とその廻送とを引受けたのである。かくて産地に於ける貨幣の需要と消費地に於ける業界の未整備とはその間隙を利して當時の大商業資本家の登場するところとなり、米穀の商品化過程は彼等の手で推進されたのである。彼等が業界を半ば獨占し得た理由は彼等が單に金融力を持つてゐたのみでなく當時最新の機關であつた汽船による

米穀商業の性格(上)

輸漕力をも備へさらに深川の舊藩倉庫を確保し得た點にあつたと思ふ。

かういつた状態の下に業界は漸次成長していつたと考へられる。各種の中間問屋が介在して複雑を極めた業態も明治十三年には東京米穀商取締規約によつてとにかく問屋・仲買・搗米小賣の三業に分けてその營業内容が規定されるまでになつた。加ふるに「(明治)十二年以降紙幣ノ下落スルニ隨ヒ米價日ニ騰貴シ、農家糶米ヲ爲スニ汲々セザル方爲ニ都會ノ商賈ノ手ニアル米穀漸次缺乏ヲ告ガ、官ノ糶米ヲ請願スルモノ比々之アリ。當時ニザツテ官倉ノ貯藏ヲ以テ之ヲ補給セザレバ都會ノ人心不隱ノ形況ナキ能ハズ」しかも他方「殊ニ東京ニ於ケル(定期米市場の)熱狂的状态ハ眞ニ驚クベキモノアリ。若シ勢ノ趨ク儘ニ放置センカ、米價ヲ奔騰センメテ停マル處ヲ知ラザルベク、米穀市場ノ混亂亦計ル可カラザルモノアリ」(3)といふ情勢は爲政者をして次第に清算取引と正米取引とを分離し、市場を整備するの必要を感じしめた。期米市場が東京米商會所の設立によつて統一されたのは明治十六年五月である。正米市場の方は澁澤喜作が再び内命を受けて統一の掌に當つた。彼は益田孝(三井代表)及び深川廻米問屋の有力者と諮り同年四月先づ十

八名の業者を招集して廻米問屋仲間(十八年同業組合準則により東京廻米問屋組合となる)を組織しついで全市を一丸とした正米會社を設立せんとした。しかしそれは「協店筋との交渉に於て衆議纏らす」(4)、そのため十九年深川廻米問屋のみで東京廻米問屋組合市場が開かれたのである(昭和七年深川正米市場と改稱)。かくしてこゝに從來とかく當事者間に經濟外的な關係を醸し易い弊害のあつた前倉取引に對し組合員各問屋が同じ棟の下で見本販賣により競争する新らしい營業方法が確立され、従つて委託販賣への信用も増したから産地よりの廻漕も促進され市中の問屋も多くこゝに集つて仕入れた。以上の如く京の米穀配給組織は倉庫・運輸條件等をはじめ舊時代のそれを継受し深川を頂點として整備されたのであり、その間業界は特殊業者の指導下に置かれたのである。明治二十年頃米穀問屋と呼ばれる者は二百三十二名であつた(5)。

註 (1)さらに法人組織をとる者の中には個人營業を切替へた時を以て開業年月とした者もある。この點は十分注意して改めたつもりだが見落しがないとはいへない。  
 (2)問屋組合の地域性は後期になるに従ひ明確化したもので元來はむしろ親睦團體的な色彩が強かつた。従つて

地區を異にする他組合員が二重加入をしてゐる場合もあり、組合別を以ていきなり地域別を云々することは注意せねばならぬが、この場合のやうに後期の資料は大體さう断定してよいと思ふ。  
 (3)大藏省理財局「明治年間米價調節沿革史」(明治前期財政經濟史料集成第十一卷)六六八頁及び六六〇頁。  
 (4)東京廻米問屋深川正米市場五十年史一四頁。  
 (5)明治二十年問屋間の同業組合が出来た時の數である。他方日本商同業組合は二千八十二名であつた。

四、自由時代に於ける動向

明治二十二年正米市場で延取引が開始されたことは業界の歴史にとつて重要な一契機が作られたことを意味する。この點については後に改めて述べるが、延取引によつて正米市場内での所謂保險繫が可能となつたことは從來とちらかといへば受動的に廻漕を待つてゐた業者を積極的に産地買付へと進出させる據點を準備したのである。折しも從來主導的立場にあつた資本家の關心は漸く貿易・輸出産業へ向けられつゝあつた。業界の自由時代はこゝに始まる。即ち從來深川に對して從屬的であつた前倉問屋・協店の獨立化がこれである。これは改めて説

明するまでもなく日清戰爭を中心とする鐵道發達が齎らした變革であつて、これによる新産地の開發、輸送時間の短縮、取引單位の減少等は前倉問屋による直接買付をも可能としたのである。かつて汽船が帆船に代つて登場したことが大資本家活躍の重要な基礎となつたが、この鐵道の發達は業界に對してそれ以上に大きな影響を與へたといはねばならぬ。勿論前倉問屋が深川に從屬したとはいへ既に正米市場の設立を廻つて卸問屋と前倉等との意見が一致しなかつたといふ點から兩者の利害上の對立關係も推察出来ぬでもないが、前倉問屋の獨立化はこゝに至つて顯著となつたと考へられるのである。就中秋葉原驛の出現は神田川方面の前倉達の地位を急激に高めそこに正米市場の開設をも可能にした(明治四十一年)。龜島・芝・江東・千住等に相繼いで問屋組合が結成されたのもこの頃であつた。かくて業界に於ける眞の自由時代は深川の獨占的支配に對する前倉達の離脱によつて始まり、こゝに業界は二つの頂點を持つに至つた。これに對し深川は從來東海道、北陸・地廻等を主としてゐた。廻漕の對象を漸次九州方面に移していつた。所謂大上米である。これは日清戰爭後の船舶増加殊に日露戰爭後の船腹過剩による運賃の低廉に基いたもので、これより水利

に立つた深川の王座は未だ揺らぐことはなかつたのである。明治末年鐵道・船舶兩便の占る割合はほぼ伯仲してゐた。しかしこれも一時的な現象に過ぎなかつた。大正初年歐洲に勃發した戰亂は我國の經濟構造に劃期的變革を齎らすに至つたのであるが、その米穀業界に與へた波紋も亦特筆すべきものがある。即ち海運界の好況による運賃の高騰加ふるに九州地方に於ける各種工業の發展は大上米の廻漕を杜絶させ、これに反して鐵道輸送は決定的な優位を占るに至つた。殊に東京周邊・環狀線の開通は都市人口の増大従つて市街地の擴張と相俟ち、こゝに新興問屋の急激な擡頭を來したのである。この期に新宿(六年)・惠比壽(十一年)・山の手(十二年)・隅田川(十四年)・大森・蒲田方面への範圍を擴大した(五年)。就中新宿・芝兩組合の如き、一時は角筭・金杉に正米市場を開設するまでに成長した。従つて鐵道驛に恵まれぬ深川は極めて不利な立場に迫込まれたわけである。折からかの關東大震災は全くそれを決定づけたかに見える。この時深川・神田川・龜島等の被害は極めて甚大で、そのため一時山の手方面への移轉を餘儀なくされる

窮状を呈したのである。烏有に歸した諸施設(特に倉庫等)が巨大であつただけに、その復活が如何に困難を極めたか(殊に深川の場合)は次表からも察することが出来るやう。これによれば深川の地位はすでに大正期に入ると

(第五表) 内地米に対するの深川地位(5ヶ年平均)

年代	東京への廻着量	その内深川入蔵	蔵入に對する高賣買
自大正1年5年	5,631,165	55.5	86.5
自至 6年10年	7,176,716	36.0	(89.9) 101.1
自至 11年15年	7,348,539	9.5	166.5
自至 昭和1年5年	8,399,270	8.2	95.9
自至 6年10年	7,331,409	10.1	85.9

(備考) 1. 東京廻米間屋深川正米市場五十年史 276, 279, 281, 286, 310, 312頁より。  
 2. 大正11—15年間の廻着・蔵入については大正12年除外のため4ヶ年の平均。大正6—10年間の賣買高は8年9年除外のため3ヶ年の平均。そのため蔵入をも同該3ヶ年の平均とすれば( )内の如くなる。  
 3. 5ヶ年平均の都合上大正15年(昭和元年)は二度計算されてゐる。

共に相對的にも絶對的にも低下してゐるが、殊に十一年以降(實は十二年以降であるが)その傾向は特に顯著とな

る。それでも賣買高は蔵入高を上廻つてゐる。これは倉庫焼失による収容力不足から驛渡しが増加したためであらう。しかし昭和年代に入ると賣買高も亦激減してしまふ。これは後述の如く外地・外國米への轉換が積極化したためであらうが、いづれにせよ山の手方面の擡頭による壓迫を示すものとせねばならぬ。かくて業界は漸次地域的なブロックを形成しつつ、從來種々な色彩の差をもつた各間屋の性格も併列的となり、複雑な横の取引は次第に減退する傾向を生じ、従つてまた卸・小賣間の機能も明確に分離していつたのである(1)。  
 このやうな情勢にあつて深川は再びその地位を回復する契機を掴んだ。それが外地米と外國米、殊に外地米の移入である(2)。外地米移入はすでに明治年間から行はれてゐたが(3)大正初年の都市膨脹に對處する外地米増産計畫殊に内地種の移殖はこの期に至つてその成果を結び、深川が再び三たび水利によつてその地位を取戻す機会を與へたのである。次表は東京への一ヶ年供給量を示すが(4)、これによれば供給量が人口と共に増大して爲すにも拘らず鐵道廻着米は殆ど増加してゐない。勿論鐵道廻着米の中には若干の外地米が含まれてゐるではあらうが、内地米が殆どすべてを占めると思はれるからこの期

(第六表) 東京の集散米(1年) 單位 石

	昭和 1—5年	昭和 6—10年
東京府人口	5,408,678	6,369,639
鐵道廻着米	3,854,981	3,873,597
鮮米移入	646,713	1,646,027
灣米移入	773,171	1,782,862
合計	5,274,865	7,276,656
發送米	395,050	1,210,912
差引	4,879,815	6,091,574

(備考) 1. 前掲五十年史 330頁より。  
 2. 廻着米、發送米は鐵道省調。  
 3. 人口は 5年・10年の國勢調査による。

間には内地米の廻着は殆ど増加しなかつたとしてよからう。先の廻米間屋組合調査(第五表)では減少してゐる。従つて昭和に入つてからの急激な都市膨脹を助つたのは全く外地米の力であつた。しかも外地米は都市消費量の増加を補つたのみでなく、さらに地方へ移出されるに至つた。この表に發送米とあるのが主としてそれである。しかしこの傾向は朝鮮米と臺灣米によつてやゝその趣を異にした。即ち次掲の表によつて明かなやう

(第七表) 朝鮮米と臺灣米との比較

内 訳	昭和 1—5年	昭和 6—10年	
朝鮮米	東京廻着高	1,673,509	3,680,911
	内深川蔵入高	718,051	2,565,293
	同 賣買高	568,754	1,598,185
臺灣米	東京廻着高	709,899	2,565,293
	内深川蔵入高	102,645	626,206
	同 賣買高	505,589	1,186,134

(備考) 第六表と同資料より。

に、兩者は共に後期に至るにつれて増々増大するが、その中深川の蔵入高と賣買高との關係は兩者によりむしろ逆の關係を示してゐる。臺灣米の多くが蔵入されずに賣買されてゐることはそれが地方への移出を主としたことを物語るやうである。従つて一律に外地米といふも、當時すでに内地米と比肩するまでに改良された朝鮮米は主と

して東京内にその販路をもち、質的に未だ劣等であり従つて廉價でもあつた臺灣米は多く地方農村をその販路としたと考へてよいであらう。深川の卸問屋達はこのやうに外地米を使ひ分けることによつてその地位を回復して来たのである。以上の傾向は神田川に對しても或程度いひ得るやうである。右の如き深川・神田川の復活過程こそ我國米穀經濟の脆弱點が擴大された過程そのものであつた。即ち内地米と同等近くまで改善・増産され、しかも植民地生産物としての低廉な朝鮮米による内地米市場の壓迫。所謂農民窮迫販賣の代替物としてそれを促進させた臺灣米の供給。これこそ農村の窮乏を激化する兩輪となつたものである。この外地に於ける移出商としては再び貿易資本家の活躍が見られ、さらに朝鮮に於いてはこれらの資本による大農場經營が行はれてゐるが、その中には深川の有力者達の積極的な進出も行はれてゐた。かゝる過程によつて卸問屋の復活が行はれたのである。

しかし外地米の有利性、殊に昭和年代の増加消費量が殆どこれによつて賄はれたといふ事情は、必然外地米を問屋間の競争對象としていつた。就中山の手各組合員の外地米進出はさなきだに對立關係を意識しつゝあつた兩

者の關係を尖鋭化せしめ、芝浦埠頭をめぐつて廻着米を陸揚せんとする者とこれを阻止せんとする者との抗争さへ惹起するに至つたのである。その結果新宿・惠比壽・山の手(池袋・目黒)等の各組合は團結して東京山ノ手米穀問屋組合を結成し(昭和十二年)、外地米を下關に陸揚して鐵道輸送を行ふ傾向を生んだ。これらの問屋は舊米の販賣方法に代る未着物取引の積極的な利用により一種の保險繫を可能にした。この新しい先物販賣の方法が延取引の缺を補ふものとして新興問屋の有力な武器となつたのである。かくてこゝに正米市場に據る深川・神田川及びそれと親近關係の龜島・江東等に對し山の手を一九とした大ブロックが形成されていつた。自由時代末期の業界はかゝる大組合中心の對峙關係へと移りつゝあつたのである。

しかしこのやうな對立も所詮問屋間の對立であり次に見る如き性格の範圍内での抗争であつたから、一度外部からの壓迫が迫り殊にそれがその性格を否定し従つて配給組織の根本的な變革を目指すものであれば、それに對して直ちに共同戰線が成立するものであつた。米穀統制法から米穀自治管理法に至る統制反對就中反産運動の華々しい展開がそれである。しかもかゝる運動の過程に於

いて業界は漸くその複雑な姿を露呈するに至る。即ち産業組合運動を促進した原因こそ業界内部に對しても「不正廉賣競争を防止シ業界ノ統制ヲ圖」(5)り、盟約員以外の取引を禁止しさらに各地區毎に業者數を制限する東京米穀商聯盟會を設立(昭和八年十二月)せしめる要因ともなり、これに伴ふ商業組合運動と小賣業者の離脱との契機ともなつたのである。これらの説明は次の機會に於いて果すつもりである。

以上私は半世紀に亘る米穀業界の變遷を概説した。こゝにそれを裏づけると共に説明の不足を補ふため左の四表を掲げよう。半世紀間に於ける各産地の地位の變化と東京業界との關係は或程度これによつて推測し得るであらう。たゞの間屋資本蓄積を示すために掲げられた第十表は前掲第四表と同じ材料に基づいたものであるが、數的にも餘りに不完全なのでそれを補ふために第十一表を掲げたのである。これは企業合同が行はれた後各問屋に對して實績補償を行ふ必要から作成された等級別であつて必ずしも公正な判斷に基づいたとは思へないが、一應全員を網羅してゐる點に參考とする價値もあるかと思ふ。

(第八表) 廻着米産地ブロック別比率 (五ヶ年平均)

内 容 平 年 度	總 數	地 區							
		地 廻	東 海 道	北 陸	三 陸	兩 羽	九 州	關 西	
(明治)									
20年—24年	2,613,976	11.1	27.7	31.0	7.9	10.8	11.5	—	—
25年—29年	2,575,739	16.4	17.0	20.9	11.6	14.8	19.3	—	—
30年—34年	2,282,589	6.9	33.4	17.4	6.4	10.0	25.9	—	—
35年—39年	2,758,877	5.4	19.5	17.4	6.3	9.3	42.1	—	—
40年—44年	3,763,594	3.9	5.9	13.3	2.4	8.9	59.7	—	5.9
(大正)									
1年—5年	4,422,858	42.5	6.7	16.9	10.3	20.6	2.3	—	0.7
6年—10年	7,002,814	32.6	1.9	16.9	14.6	27.0	5.9	—	1.1
11年—15年	7,332,813	23.8	0.1	15.5	20.1	37.1	3.3	—	0.1
(昭和)									
1年—5年	8,387,682	23.7	0.7	15.4	24.5	32.2	2.9	—	0.6
6年—10年	7,381,409	24.7	0.1	18.7	28.9	26.4	0.8	—	0.4

(備考) 1. 東京米穀問屋組合調査(前掲五十年史270,276,282頁)により作成。  
 2. 大正12年度は震災により資料なき為平均に加味されてゐる。昭和元年是期前の便宜上重複してゐる。  
 3. 明治年間のみは深川倉入高である。故にこの内訳はむしろ船便の内訳であつて、前述の如く鐵道便が伸張するに至つた末期については東京全市としてはむしろ本邦の九州米は對引され、外地米を初めとして他は夫々割附されねばならぬ(當時の鐵道便は主として地廻米であつたといふ)。  
 4. 大正元年以降は鐵道便の内訳である。従つて大正初年の九州米關西米は割附されねばならぬ。しかしその後船便は全廢として鐵道便とならなくなるから本表その儘で一般的趨勢を判讀しうる。



(第十一表) 企業合同(昭和15年)當時の間屋等級

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
組合名											
廻神	4	—	2	3	3(山)	4(山)	6	3	3	1	29
米正	1(廻)	1(山)	—	2	1	7(山)	5	5	2	2	28
米島	—	—	—	1(正)	—	—	1	4	—	3	9
東所	—	—	1(廻)	—	—	—	2	2	2	2	9
島川	—	—	—	—	—	2(正)	1	4	8	15	31
住橋	—	—	—	—	—	1(廻)	—	—	—	—	1
手	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	8
南	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2
他	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2
明	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2
計	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2
芝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
芝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6	5	5	6	5	18	36	47	36	65	229

米穀商業の性格(上)

(備考) 繁雑を嫌ひ二重加入の表示は6級以上に止めた。

(第九表) 廻着米主要産地縣別・消費別比率

順位	縣名	廻着數量	總計への比率	内					
				秋葉原	錦糸町	隅田川	汐留	山の手	以上諸縣
1	新潟	1,335,125	18.6	36.7	5.1	6.2	4.8	24.4	77.2
2	山形	1,327,835	18.5	38.7	10.6	3.0	5.1	28.7	86.1
3	宮城	911,751	12.7	26.5	11.6	(2.8)	12.4	31.3	88.6
4	秋田	794,203	11.0	19.8	(1.7)	4.1	3.2	53.1	81.9
5	茨城	620,927	8.6	8.8	47.0	(2.5)	(4.6)	7.9	71.8
6	千葉	481,846	6.7	25.5	24.3	18.2	(1.4)	11.6	81.0
7	茨城	487,408	6.3	34.1	12.4	10.0	5.9	17.0	79.4
8	福島	354,411	4.9	31.0	5.9	9.6	(1.4)	27.9	75.8
9	栃木	250,097	3.4	29.2	12.4	6.8	8.4	26.4	83.2
10	岩手	243,441	3.3	21.3	6.1	6.9	(2.0)	55.5	91.8
合計	計	6,777,044	94.4	—	—	—	—	—	—
主要	計	7,172,667	100.0	28.7	12.3	5.8	5.4	28.8	80.6
總	計	122,053	5.7	5.7	(3.2)	4.1	(1.4)	72.9	87.3

米穀商業の性格(上)

(備考) 1. 東京米相場調査(自昭和10年6月至11年5月)により作成。  
 2. 21縣以外のものを加へた總計は870万俵。  
 3. ( )は主に本表除外のものでより以上廻着のある縣の存在を示す。  
 4. 新潟、池袋、山手、恵比寿、渋谷を一括して山の手各縣とす。  
 この時期に有力化した山の手廻着組合の地位を明かにするためである。(但し渋谷はその中2%程度しかない)。  
 5. 岩手はこの時期に増加した鐵道便の程度及びその山の手への集中を示すために加へた。

(第十表) 資本金別間屋數

資本金	万500代	万400	万300代	万200以上	万100以上	万50以上	万5以下	合計
組合名								
廻神	—	—	—	—	—	—	—	—
米正	1	—	—	—	—	—	—	12
米島	—	—	—	—	—	—	—	5
東所	—	—	—	—	—	—	—	3
島川	—	—	—	—	—	—	—	7
住橋	—	—	—	—	—	—	—	10
手	—	—	—	—	—	—	—	1
南	—	—	—	—	—	—	—	3
他	—	—	—	—	—	—	—	2
明	—	—	—	—	—	—	—	4
計	—	—	—	—	—	—	—	4
芝	—	—	—	—	—	—	—	19
の	—	—	—	—	—	—	—	3
不	—	—	—	—	—	—	—	5
合	—	—	—	—	—	—	—	32
城	—	—	—	—	—	—	—	24
芝	—	—	—	—	—	—	—	6
の	—	—	—	—	—	—	—	2
不	—	—	—	—	—	—	—	2
合	—	—	—	—	—	—	—	4
計	1	1	2	3	6	5	32	74

(備考) 10万以上のもので二つの組合に加入せる者は( )にて示す。

註

(1) 間屋と小賣との兼業が盛は先に表示した如くであるが、昭和十五年頃東京に於ける間屋の小賣兼業の内容を各組合別に見れば次の如くである。

組合名	組合員數	兼業者數
廻神	33	7
米正	40	14
米島	12	1
東所	11	7
島川	32	30
住橋	5	1
手	1	1
南	13	5
他	2	1
明	13	4
計	1	1
芝	28	10
の	9	4
不	21	4
合	221	90

これはこの頃間屋の兼業が盛に行はれ出した點を考慮に入れねばならぬが、かゝる兼業といふこと自體は米穀各業が質的に近似してゐたことを語つてゐる。米穀業に於ける階層分化は專業間屋殊に御間屋と專業小賣(所謂白米商)として現れるのである。搦精過程の有無が兩者間の對照的な機能の差であることも否定出来ないが、元來それは動力が人力・水力から蒸氣に變ることによつてかなりの資力を前提としたから明治年間には於てはむしろ間屋(或ひは専門の大精米業者)の手にあつたものであり、大正初年以後の小型電動機機の普及によつて初めて全般的に小賣商の手に移るやうになつたものである。

(2) 外國米も大正末年から昭和初年にかけてむしろ臺灣米を凌ぐ輸入を見たが、昭和三年の輸入許可制、同五年

の關稅引上等によつて次第に減少し、同八年の輸入管理強化によつて殆どその跡を斷つに至つた。加ふるに外國米の需要は全く内地米價格の趨勢に順應して動いたに過ぎず、この點外地米とや、性格を異にするから以下の記述からは省略する。

(3)明治初年以來日本はむしろ米の輸出國であつたが、明治三十年東北地方の凶作を契機として輸入へ轉じた(當時は臺灣米も外國米であつた)。この頃から地方に於ける外地米消費が開始したのである。

(4)これには外國米は省かれてゐる。

(5)東京米穀商聯盟會規約書。

目次

- 一、はしがき
- 二、東京業界の地位
- 三、自由業界の成立過程
- 四、自由時代に於ける動向(以上前號)
- 五、正米市場の性格
- 五、正米市場の性格

前節に見られた如き動向は單に運輸・通信の發達や戦争・災害に對する業界の適應過程であるだけでなく、我國經濟構造の基礎部門たる地方農村と絶へず密接に絡

み合つて存続した過程である。従つて米穀業は單にその配給機能のみから取扱はるべきではなく、諸産業と農業との關係即ち都市と農村との在り方を端的に示すものとして反省されなければならない。しかし米穀業と農村との接觸點についてはすでに秀れた研究もあるから、ここでは米穀業自體の内部にその性格を求めてみようと思ふ。この場合私が取上げるのは正米市場である。そもそも業界が自由時代に入る足場を與へられたのは深川正米市場の開設によつてであり、又正米市場は自由時代の終焉と共にその機能を停止した。即ち正米市場は自由業界と共に存続し共に滅んだといつてよい。従つてここに業界の性格があつた。むしろ正米市場を考察せずして自由業界の變遷も正當には理解出來ず、單に外的條件の變化に對する適應として扱へられるに過ぎぬ。

正米市場が當時の大資本家の指導によつて開設されたのは、既述の如くこれが爲政者の意圖から出たこと、共に當時の業界内部の氣運とも合致した點にある。即ち「常平局時代空前ノ好景氣ハ其ノ末年ニ於テ既ニ反動襲來ノ兆歴然タルモノアリシガ、政府ノ幣制改善策着々進抄ヌルニ隨ヒ其ノ趨勢一層顯著ニシテ、物價金利共ニ低落甚シク市場些ノ生色無ク不景氣ノ歎聲全國ヲ風靡セ

リ(1)。」といふ情勢下に東京米會所が設立され期米が正米から分離されるや「現物市場は兜町に正米河岸として存続したが、規律の不整且は小賣業態となる處から、深川の米穀荷扱所を中心とする(2)正米會社の設立が圖られたのである。この時期は明治初年以來外貨獲得手段として重要な地位を占めた内地米の輸出が十六年頃より俄然活潑化すると共に最初はワットソン・サズガール等の外商の取扱によつてゐたものが「殆ど全部三井物産會社其他二三ノ本邦商人ノ手ニ歸す(3)」に至る迄に我貿易機關が成長しつゝあつた頃である。しかも輸出品の王座は既に生絲であり、各種織物製品の輸出も漸く頭を擡げつゝあつた。そこへ造船・紡績・織物・化學工業等官營模範工場が相繼いで拂下られ、従つて從來米穀配給の主導權を掌握し來つた資本家は今やそれら諸産業へと次第にその關心を咬られつゝあつたのである。以上の如く、主導者の外國貿易・輕工業への轉化と定期取引を分離された後の業界整備との途上に於いて正米市場の開設が要求されてゐたのである。

では正米市場が何故右のやうな要求を満足させ得たのであらうか。その點を理解するには當時の取引方法を顧る必要がある。米の聲價が地方的に各々特色を持ち、例

へば同じ山形縣でも地域により庄内米・村山米・木庄米等の別があり、さらに庄内米は山居米・鶴岡米に、村山米は新庄米と山形市附近の村山米に區別され、それがさらに五つ乃至七つの等級に、或ひは粳米・糯米に或ひは品種別に農林・陸羽・龜ノ尾・旭等々といふ工合に無數の區別を持つてゐたこと。そしてそれらに對し問屋が日々刻々に變る市場の情勢と産地よりの入電とを睨み合せて割安のものを物色するといふ買付方法は比較的後の話であつて、正米市場開設當時は未だ條件が全く異つてゐたのである。即ち當時問屋が産地より集荷したのは大部分が委託米であつた。これは恐らく武士がその收入を換貨する際にとられた方法であらうが、明治になつてからも移出問屋と卸問屋との間にはこの方法が行はれてゐた。勿論近邊の地廻米には問屋もかなり直接買付を行つたであらうが、米の品質が不確定であり運輸・通信等の基礎的諸機關が未發達な間は集荷方法も多く委託制によらざるを得なかつたのである。しかしこのことは卸問屋が既に或程度の資力を擁し信用を克獲してゐることを前提とする。なぜなら委託米の場合運賃等の諸掛りはすべて荷主が負擔し問屋は一定の手數料を受取つて販賣の斡旋をすればよいわけであるが、元來金額の高む米にあつ

ては餘程の富裕地主が大移出商でない限りその換金を急がざるを得ない。そのためには勢ひ委託米を引當にして卸問屋より金融を受ける必要を生ずる。故に卸問屋がかなりの資力と信用とを確立してゐないと大量な廻漕は實現されない。だがこれを逆に考へれば、一定の資力と信用とを持ちさへすればこれは卸問屋にとつて極めて有利な方法といひ得るわけである。つまりこの場合委託者は當然未だ需要者とは切斷されて消費地の事情に暗く、しかも現物は既に引渡し剩へそれに對して金融を受ける立場にあるからである。従つて漸く産業の發展期を迎へ急激な都市の膨脹が始まらうとする時、加ふるに銀行制度も漸く確立された當時に於て、廻漕米の増加を圖らうとするれば委託制の充分な活用、その爲業界の整備が必要となるのは當然であらう。

「從來東京廻米問屋には同業組合の設立ありと雖も、未だ其營業上一定の例規あらずして、各地方の荷主に對する取引の方法一途に出でざるにより往々問屋荷主間に紛議を生じ、勢ひ自ら相互の信憑を毀損するの恐なしとせず。是實に當業者の常に深く遺憾とする處なり。」

これは正米市場開始直前の明治十九年二月に廻米問屋

毎時問屋の都合に依て取捨」されるものであつた。加ふるに相場の下落や不慮の災害等危険負擔はすべて荷主の肩に懸けられたのである(4)。當時業者の求めたものはこのやうな性格を持つ委託米であつた。かくる委託米の廻着増加を圖る爲にこそ正米市場の開設が求められたのである。つまりそれは問屋個々の資力と信用の不足を補ふものであつたわけだ。かくて正米市場設立の過程に於いて資力の伴はぬ前倉問屋が脱落していつたことも、又漸く貿易・輸出産業方面へ轉換せんとしつゝあつた資本家による指導が見られたこともともに頷けるものとならう。

委託米がこのやうな性格をもつてゐたところに早くから正米市場で延取引が行はれた理由がある。元來延取引は問屋がその買付米を市價の低落による損失から護るため、の所謂保險繋ぎとして發生する方法であるが、右の如く委託米が形式上は委託といひながら實質上直接買付米と相異なるいまだに問屋の支配下に置かれてゐたところに委託米に基礎を置く延取引が可能となり得たのである。集荷方法が委託米から買付米へと全面的に近代化してゆく契機となつたのは實にこの延取引であつた。しかし正米市場で早くから延取引が行はれてゐたといふことは何

組合が定めた委託米雜穀取扱規則前書の二節である。同規則は三拾條に亘つて「問屋と荷主間の關係を明らかにし、以て各自據る處を知らしめ」「能く紛議を未然に防ぎ」「本業をして益々盛大ならしめん」(同前書)としたものであつた。これにより問屋は委託米雜穀廻着の時「相當と見込む處の相場を荷主に報知し其指圖に従」(同第六條)、委託販賣手数料・藏敷料・受渡小揚賃及び人足賃(但しこれらの割合は「問屋に於て特に定む」——同第八條)を得る。「代理販賣者」(同第九條)ではあるが、それと同時に「自己の名義を以て其委託を受けたる荷物を賣捌き、又は之を低當となし、及其金員を受取る等の權利」があり他方荷主は「其買入より直ちに代價を受取若くは問屋の承諾を得ずして其荷物を他へ抵當と爲すことを得ず」(同第十條)といふ關係に置かれた。しかし「我々が特に注目せねばならぬのは第四條の規定であつて、それによれば、廻米問屋は荷主の委託を受けたる米雜穀を賣捌き、併せて荷主の爲めに該米雜穀を引當として金融を圖るに在り。故に荷主に於て廻米問屋へ米雜穀を送附する時、特に其申込又は依頼等の手續を爲さざるも問屋は總て其賣捌き及び金融をも委託せられたる者」と見做され、しかも「其依頼に應ずると否とは

を意味するであらうか。これは市場内の取引が卸問屋相互間或ひはそれと前倉問屋との取引であつた證據である。尤も當時なほ卸、小賣の機能が判然と分離されてゐなかつた點も考慮せねばならぬが、何といつてもこの點は當時の取引慣習から理解される必要がある。周知の如く徳川時代の取引關係は仲間とか組合とかによつて規制され殊に各仲間によつて藏米・下り米・地廻米等その取扱ふ米の種類・産地も異つてゐたから、問屋間には複雑な横の取引が展開されてをり、他方卸問屋と前倉・仲買、それと小買との間には常に一定の得意關係が成立し、各自の仕入先に求める品種がない場合でも必ずその仕入先に依頼して採させるのが慣習となつてゐた。この關係は兩者間の金融的な結びつきによつて成立或ひは強化されてゐたものと考へられる。深川正米市場が開かれた時、もこのやうな慣習は本質的には變つてゐなかつたらしい。正米市場は「何人にも買主となるは隨意たるべし(5)」として買手を制限してはゐないが、右のやうな關係から考へても、さらに相對賣買が一口二十俵以上、入札賣買が一口五百俵以上とされてゐた點(6)からすると、同市場が事實上問屋間の取引を前提としたものであり、そこに買ひに集つた者は前倉その他市内の中間的な問屋達

であつた筈である。さうであればこそ深川がピラミッドの頂點として先づ市内に君臨し得たことも理解出来る。こゝに延取引の活躍する根拠がある。

正米市場といふ同じ棟の下に御問屋が各自の販賣所を保持して競ひ合ふことは確かに取引を明朗にし配給機能を合理化する。爲政者は正米市場にこのやうな新しい使命を期待してゐたかもしれぬ。しかし業者はむしろ舊來の取引慣習と委託米の性格とを十分に利用し盡す手段としてのみそれを求めたのである。しかもその意圖・動機はどうあつたにせよ一度確立された正米市場は漸次配給機能の合理化を貫徹する。殊に運輸機關の變革は前倉の獨立化となつてそれを促進した。價格は平準化し取引慣習も變化し始めた。従つて價格差を求めざる業者が正米市場を活用する唯一の目的はそこで延取引となつたのである。元來正米取引は必ず常に清算取引を派生せしめたが、その動機は二つ保險繋による危険回避にあつた。しかし清算取引は例外なく初期の目的を越へて投機へと逸脱しここに諸種の問題を惹起した。従つて米價昂騰期には必ず立會停止の處分を受けたが、正米に對する保繋作用の必要は常にそれを復活させてゐた。その最終的な解決策として作られた秩序が兩取引市場の分離であつたと

いへよう。それ故當時保險繋は清算市場で行ひ得たわけであるが、しかも正米市場に於ても業者は再び独自の保險繋を作り上げてしまつたのである。殊にそれが正米市場開始後間もなく延取引として行はれたところに業者の性格が觀取される。かくて業者は正米市場の發展に伴ひ、所謂産米改良を促進するといふ同市場の機能に副つて既述の如き無数の品種差を作りあげると共に積極的に延取引を利用し、價格差を生む條件の保存・造出に努めたわけであつた。以上から正米市場が繁榮を持続し得た基礎が延取引にあること、それが當然投機化していつたらうことが推測し得ると思ふ。

右の如き事情の下に一時繁榮した延取引は必然取引所の清算取引と利害の對立を生じ明治四十五年取引所法違反として告發され、それを機としてつひに萎縮してしまつた。勿論正米業者は爾後その復活に絶えず努力を傾け、折からの米價激變期に正米市場の整備が論ぜられたのを幸ひ正米市場法制定の氣運に順應する態度を示しつつ實は延取引の合法化を圖つたのであるが、その結果周知の如く延取引は完全に正米市場から剝奪されてしまつた。このやうに延取引が不可能となれば正米市場は業者にとつて意味なき存在でしかない。正米市場の機能が純

粹に發揮されるのみならば、そこには何ら「商ひの妙味」は發見されぬからである。延取引廢止の直前に正米市場を開いた神田川正米市場組合がつひに完全な市場取引を實現し得ず、市場取引の傍ら各問屋が前倉賣を繼續するといふ二重性格を脱し得なかつたことも、又その後金杉橋・新宿等に正米市場が開かれなごらいつれも直ちに廢止されるに至つたことも、凡て業者が必ずしも正米市場自體を目的としてゐたのではないことを裏書してゐる。かくて正米市場の維持存続は既述の如き外地米への轉換或ひは新しい先物取引たる未着物取引の擡頭(8)さらに延取引剝奪の引換條件としての正米業者に對する取引市場資格附與等によつて可能であつたのである。以上私は自由業界の變遷を眺めてその集中的な表現を正米市場に求め、その性格を反省した。これにより米穀業者が配給機能の合理化といふ點で如何なる役割を果たしたか、その限界が何處にあつたかを知り得たと思ふ。

- 註 (2)前掲米價調節沿革史六六八頁。
- (2)前掲五十年史一四頁。
- (3)沿革史六八〇頁。
- (4)例へば前掲取扱規則によれば預り中間屋の不注意から出た損失は問屋が負ふが、水火難及び抗拒すべからざる盜難等からの損害は問屋の責任ではなく(第二十六

米穀商業の性格(下)

- (條)、相場下落により荷爲替(諸立替金に「不足を生じ若くは不足を生ずべきと思慮する場合」は問屋からその差金を請求し(同第十五條)、二回の請求を受けても荷主が入金せぬと問屋は時價成行相場で賣却し諸掛・立替金等の元利を清算し不足があれば請求する(同第十六條)。
- (5)東京廻米問屋市場規約第七條。
- (6)入札賣買については右市場規約第拾四―拾條及び昭和七年認可の深川正米市場業務規程第三十四―三十九條にも同じ制限がみられるが、相對賣買については前者に於ては後者に於てのみこの第三十二―三十三條に於てふれてゐる。このことも時代的な差異を示すものがあらう。
- (7)明治三十八年十二月には外國米に對しても延取引が開始されてゐる。
- (8)これは殊に前倉問屋の用ひた方法である。彼らはこれによつて倉庫等施設の不備を補ふと共にそこに延取引的な保險繋を求めたのであつた。かくては敢て正米市場を開設する必要はもはやなかつたであらう。
- (附記)本稿に於ては「根拠を註記してゐないがそれらについては近刊の東京食糧管團史編第一章(一頁―六一頁)を参照して頂ければ幸ひである。同章「自由經濟時代の米穀業界」も本稿と同じ期間を扱ひ、主として各業者の配給機能を中心としたもので、執筆時間の餘裕がないまゝ、既刊の文献資料を中心として急筆書き上げられたものである。本稿ではその結果を利用しつゝも主として同章執筆後に入手し得た資料と知識とにより、又同章とは別の観点から考察を試みたものである。由來複雑極まる商人の世界を一律に斷ずることの危険さは十分承知してゐるが、敢て變遷の主流を素描した。